

東部浄化センターA系沈砂池ポンプ棟外1施設 石綿含有建材劣化度調査業務委託 仕様書

本業務委託は、本仕様書に基づき行うものとする。

1 委託概要

- 1) 委託名称 東部浄化センターA系沈砂池ポンプ棟外1施設 石綿含有建材劣化度調査業務委託
- 2) 履行場所 熊本市東区秋津町秋田536外1箇所
- 3) 履行期間 契約日から令和3年(2021年)6月15日
- 4) 業務の目的

当該施設の壁及び天井において、既に吹付けアスベスト飛散防止処理(封じ込め工法)を施してある吹付けアスベスト(以下「石綿含有建材」という。)を対象に、劣化度調査を実施するもの。

- 5) 調査対象施設(当該調査対象室は別図による。)

・東部浄化センターA系沈砂池ポンプ棟

所在地：熊本市東区秋津町秋田536

構造、規模：鉄筋コンクリート造・地上1階 地下1階 延床面積464㎡

・湖東ポンプ場

所在地：熊本市中央区神水本町24-10

構造、規模：鉄筋コンクリート造・地上1階 地下2階 延床面積757㎡

2 一般仕様

1) 作業体制

- ・受託者は、委託目的・内容を理解し、その目的遂行のため、専門的な知識・経験を生かし、業務を行うこと。
- ・受託者は、業務遂行に必要な技術・技能者および人員・機械等を確保し、業務に遅延なきように万全な作業体制をつくること。
- ・労働安全衛生等の関係法令並びに条例を遵守すること。

2) 対外関係

- ・業務を実施する際は、事前に調査職員と十分に協議を行い、苦情が発生した場合は、誠意をもって対応処理し、速やかに調査職員等に報告すること。
- ・関係官公庁その他に対して交渉を要する時は、速やかに調査職員と協議を行うこと。

3) 安全管理

安全管理については、業務の安全を重視し、適宜養生等を行い、事故防止に万全の措置をとること。業務従事者は、必ず「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.20版]平成30年3月厚生労働省」記載の保護具等を装着するなど、石綿ばく露防止対策を徹底して作業すること。高所等の危険箇所では、安全用具を設置・装着し、作業すること。

事故等が発生した場合には、速やかに調査職員に報告し、受託者の責任において適切に処理を行うこと。作業区域内で危険箇所等を発見した場合には、ただちに事故防止の措置を施し、調査職員に至急連絡すること。

4) 連絡協議

着手前及び委託期間中においても、調査職員への連絡協議は密に行うこと。

5) 機密の厳守

受託者は、業務上知り得た情報の秘密厳守に努め、内容を目的外に使用したり第三者へ提供したりすることはできない。

6) 契約の保証について

熊本市契約事務取扱規則第22条に定めるところにより、契約保証金の納付を要するものとする。

7) 履行保証について

設計金額が100万円以上についての履行保証制度に必要な経費は、設計書中の諸経費に見込んでいる。

8) 疑義の処理

設計書に記載のない部分、判明し難い部分、または業務遂行に不都合が生じた場合は調査職員と協議を行い、その指示に従うこと。なお協議等は、原則として書面にて行うこと。

9) 提出書類

下記の書類を各々必要な時期に提出すること。なお、提出部数については、調査職員の指示を受けること。

	提出書類	提出時期
①	着手届	契約後速やかに
②	業務計画書および工程表	契約後速やかに
③	再委託届出書（※必要な場合）	再委託決定後、速やかに
④	調査報告書等	調査実施後、速やかに
⑤	完了届	業務終了後
⑥	請求書	検査合格後

3 業務内容

1) 石綿含有建材劣化度調査について

(ア) 石綿含有建材の劣化現象調査

当該施設の壁及び天井に吹き付けられた石綿含有建材を対象に、下記の劣化現象に応じて目視調査を実施し、平面図、天井伏図、展開図等にその位置を記録すること。

石綿含有建材の劣化現象

(A)	表面層の毛羽立ち	石綿含有建材の表層部での結合材の劣化などによってアスベスト繊維が毛羽立っているもの。
(B)	繊維の崩れ	「毛羽立ち」の程度からさらに劣化が進行し、表層または表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態になっているもの。
(C)	垂れ下がり	石綿含有建材層の一部が劣化、外力等によって層外へ垂れ下がっているもの。
(D)	下地と石綿含有建材層との間の浮き・剥離	石綿含有建材層の下地への付着力が低下することによって、下地との間に浮き・剥離がみられるもの。
(E)	局部的損傷・欠損	人為的、もしくは経年劣化によって、石綿含有建材の表面または石綿含有建材自体の層間・下地間で生じた局部的な凹凸、剥離、剥落がみられるもの。
(F)	損傷・欠損	人為的、もしくは経年劣化によって生じた施工面のほぼ全面にわたる凹凸、剥離、剥落がみられるもの。

(イ) 石綿含有建材と下地面との付着強度測定

- ・付着強度測定は、仕様書（別紙）に記載の数量を実施するものとし、その位置については調査職員との協議により決定するものとする。
- ・付着強度0.165N/cm²を基準とする。

(ウ) 本業務委託において、下記項目を念頭に実施し、石綿含有建材に関する調査表に記録する。

- ・建物要求性能（防火、耐火性能等）
- ・劣化現象の原因の推定及び進行の推定
- ・石綿含有建材の施工目的
- ・施工されている部屋の使用目的及び使用頻度
- ・施工されている部屋は、隣接する外部との隔離が可能か、施工が安全に実施できる状態にあるかなど、工法適用の是非の判断を行うこと。

2) 適用する法令等は次による。

- (ア)「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)
- (イ)「労働安全衛生法施行令」(昭和47年政令第318号)
- (ウ)「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)
- (エ)「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)

3) 調査報告書の提出

受託者は、調査完了後、速やかに調査結果を記載した「石綿含有建材劣化度調査報告書」を施設毎に作成し、調査職員に提出すること。

4 調査資料

調査対象施設の図面データは貸与する。

5 特記事項

- 1) 本業務委託における管理技術者は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（新制度：H30 厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号または旧制度：H25 国土交通省告示第748号）に基づく「特定建築物石綿含有建材調査者」または旧制度の「建築物石綿含有建材調査者」の資格を有する者とし、管理技術者が責任を持って管理し、調査従事者等の指導を行うなど本業務委託に関与するものとする。
- 2) 本業務委託の履行にあたっては、関係する諸法令を遵守する。
- 3) 調査にあたっては調査職員と日程調整などを行うこと。作業中は作業場所の整理整頓に努め、業務完了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行う。業務従事者は自らばく露しないように対策すること。
- 4) 受託者は、作業実施にあたり事故の無いよう安全作業に努めること。
- 5) 作業中に発生した事故については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者がその責任を負う。
- 6) 発生材等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、受託者の責任において適切に処分すること。
- 7) 受託者は、調査内容や報告書等関連資料を当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

8) 本業務委託に必要な諸官庁との打合せおよび手続きは受託者が責任をもって行うこと。なお、手続きに要する費用が発生した場合は全て受託者の負担とする。

6 成果品

調査完了後、速やかに次の書類を紙資料で3部、PDF データにて格納した電子媒体（CD-R または DVD-R）で1部提出する。（電子媒体については、ウイルス対策ソフトにてチェックを行うこと）

- 1) 石綿含有建材劣化度調査報告書
- 2) 調査状況写真